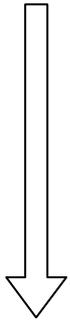


空家や空地を売りたい、貸したい方

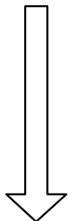
登録できる空家・空地



空家・・・市内の現在居住していない、または近く居住しなくなる予定の個人が所有する市内の建物及びその敷地。ただし、マンション及びアパート等は除きます。また、空家の現況によっては登録できない場合があります。

空地・・・市内の個人が所有する市内の土地であって、法令上住宅を建築するための土地として認められている土地。

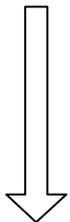
登録できる人



登録する空家や空地の所有者で、所有権その他権利により売買、賃貸を行うことができる人

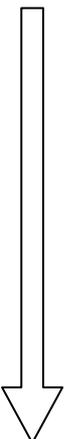
ただし、相続や所有権以外の権利設定がある場合、共有名義の場合は権利関係者の同意が無ければ登録できません。

物件の仲介契約



市内に空家や空地を所有しており、売りたい貸したい方で宅地建物取引業者に仲介を希望する方は、市と協定締結仲介業者の中から選んで仲介契約を申込ます。仲介業者は物件の現地調査を行います。取扱可能な物件であれば仲介契約となります。

物件の登録申請



仲介契約締結した物件は、仲介業者又は所有者等が「名寄市空家バンク登録申込書（別記様式第1号）」及び「名寄市空家バンク登録票（別記様式第2号）」に必要事項を記入し、必要な書類を添えて下記まで提出してください。

提出先

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所市民部環境生活課

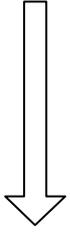
Tel 01654-3-2111 fax 01654-2-0598

空家の情報提供

登録物件の概要や間取り図、写真等を市のホームページで公開します。ただし、所有者の住所、氏名等の個人情報には公開しません。

空家バンクの物件登録期間は、2年間です。

物件の売買・賃貸交渉



購入等を希望する方が現れましたら、仲介業者により交渉が始まります。仲介を希望されない物件については、購入等を希望する方に所有者の連絡先をお知らせしますので、直接交渉を進めてもらいます。

物件の交渉には市は一切関与しません。

契約締結

契約が成立しましたら、その結果を市に報告してください。

市は、売買や賃貸借に関する契約行為、契約後の争議等について、一切関与しません。

注意事項

★ 空家等の売買契約や賃貸契約、購入後の物件の瑕疵等のトラブルを避けるため、市が協定を締結した宅地建物取引業者に仲介して頂く事をお勧めします。

仲介業者には、宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生しますのでご了承ください。

★ 仲介する宅地建物取引業者は、市と協定を締結している名寄市空家バンク仲介業者の中から所有者に選択してもらいます。

★ 空家バンクに登録できる期間は2年間です。ただし、再度継続して登録することもできます。

◎問合せ先

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地（名寄庁舎）

名寄市役所 市民部環境生活課

TEL01654-3-2111 fax01654-2-0598